

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の
一部を改正する省令案の意見募集について

平成30年2月2日

国土交通省総合政策局

国土交通省では、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正(案)

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載するほか、国土交通省総合政策局安心生活政策課において資料を配付します。

3. 意見募集期間

平成30年2月2日(金)から平成30年3月3日(土)まで(必着)

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称及び所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス:hqt-BF_standard@ml.mlit.go.jp

② FAXの場合

FAX番号 03-5253-1552

国土交通省総合政策局安心生活政策課 意見募集担当 あて

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局安心生活政策課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課 宛て

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見
(該当箇所)

(意 見)